

議案第 22 号

調布市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 29 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、事業等の規定を改めるため、提案するものであります。

調布市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

調布市総合福祉センター条例（平成6年調布市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「総合福祉センター」を「次条各号に掲げる総合福祉センターが行う事業」に改め、同項第3号中「又は」を「（以下「要介護被保険者」という。）又は」に、「居住するもの」を「居住するもの。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、要介護被保険者にあつては、次条第5号に掲げる事業の利用を除く。

第2条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号に掲げる第1号被保険者で、市内に居住するもの。ただし、次条第5号に掲げる事業の利用に限る。

第3条第4号中「及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」を削り、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 介護保険法第115条の45第1項第1号ロに掲げる第1号通所事業第4条第2項中「第5号」を「第6号」に改める。

第5条第1号中「第4号」を「第5号」に、「第6号」を「第7号」に改め、同条第2号中「第5号」を「第6号」に改める。

第7条第2項中「第5号」を「第6号」に改める。

第8条第1項第1号中「第7号」を「第8号」に改め、同項第4号中「第7号」を「第8号」に、「第6号」を「第7号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第7号」を「第8号」に、「第5号」を「第6号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第2条第1項第3号、第5号、第6号又は第7号に掲げる者が、第3条第5号に掲げる事業を利用する場合 厚生労働省令の規定により算定した額

第8条第3項中「第3条第4号」を「第3条第4号及び第5号」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「第4号」を「第5号」に、「第6号」を「第7号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要支援認定を受け、調布市総合福祉センターが行う事業を利用することができる被保険者で、当該要支援認定の期間の末日（以下「認定期限」という。）が施行日以後であるものに関する施行日から認定期限までの間におけるこの条例による改正後の調布市総合福祉センター条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第5号の規定の適用については、同号中「第1号通所事業」とあるのは、「第1号通所事業又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」とする。
- 3 前項に規定するもののほか、改正後の条例の規定は、施行日以後のものについて適用し、施行日前のものについては、なお従前の例による。